

基本診療料

(令和7年1月時点)

当院は、健康保険法の規定による算定方法に基づき、近畿厚生局へ以下の事項について届出を行っております。

- 医療DX推進体制整備加算
- 初診料(歯科)の注1に掲げる基準
- 歯科外来診療医療安全対策加算1
- 歯科外来診療感染対策加算1
- 一般病棟入院基本料(急性期一般入院料4)
- 精神病棟入院基本料(15対1入院基本料)
- 救急医療管理加算
- 超急性期脳卒中加入算
- 診療録管理体制加算1
- 医師事務作業補助体制加算1(40対1)
- 急性期看護補助体制加算(25対1)(補助者5割以上)
- 看護職員夜間配置加算(16対1配置加算1)
- 看護配置加算
- 看護補助加算
- 療養環境加算
- 重症者等療養環境特別加算
- 緩和ケア診療加算
- 精神科地域移行実施加算
- 精神科身体合併症管理加算
- 栄養サポートチーム加算
- 医療安全対策加算1
- 感染対策向上加算1
- 患者サポート体制充実加算
- ハイリスク妊娠管理加算
- ハイリスク分娩管理加算
- 後発医薬品使用体制加算1
- データ提出加算
- 入退院支援加算
- 認知症ケア加算
- せん妄ハイリスク患者ケア加算
- 精神疾患診療体制加算
- 地域医療体制確保加算
- 協力対象施設入所者入院加算
- ハイケアユニット入院医療管理料1
- 小児入院医療管理料4
- 回復期リハビリテーション病棟入院料3
- 地域包括ケア病棟入院料2
- [医療観察]
- 通院対象者通院医学管理料

ひだか病院